

中央公園整備及び管理運営事業 事業契約書（案）に関する質問回答（第1回）

No	頁	条／別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
1	2	第6条	1			構成員及び協力企業等の使用	「本件業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせ てはならない。」とありますが、本件業務の一部であればそ の限りでないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	2	第6条	2			構成員及び協力企業等の使用	事業者は、本件業務の一部を第三者にを委託し又は請け負わ せた場合もその内容を市に報告する義務を負うと理解してよ ろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	2	第6条	3			構成員及び協力企業等の使用	当該内容で構成員又は協力企業を変更又は追加してはならな いとありますが、参加資格確認承認後になるのでしょうか。 また、やむを得ない事情とありますが、何を想定しておりま すでしょうか。	参加資格確認の前後を問わず、倒産等により参加資格を満たすことがで きない場合で、代表企業の構成員又は協力企業の選定に不備がなかった ことを明らかにした場合等を想定しています。
4	3	第9条	1			契約の保証	サービス対価（設置業務）の総額の100分の10に相当する額と ありますが、消費税は含みますでしょうか。	消費税を含みます。
5	3	第9条	4			契約の保証	変更後のサービス対価（設置業務）の総額の100分の10に相当 する額とありますが、消費税は含みますでしょうか。	消費税を含みます。
6	4	第13条	2			事業用地の使用	「第三者に事業用地を使用又は収益させてはならない。」と ありますが、事業者が使用する第三者は除くと考えればよろ しいでしょうか。	まず、ここで言う第三者とは、本事業に無関係な者の他、事業者から業 務を受託する協力企業等も含みます。 また、ここで言う使用又は収益とは、例えば、当該事業用地を賃借し収 益を得ること等を指します。よって、設計業務又は建設業務のために第 三者を用地に立ち入らせる等は、使用又は収益に当たりません。 以上を踏まえ、ご質問への回答としては、「除かれません」となりま す。
7	5	第19条	1			統括管理責任者	「本事業契約の締結日後速やかに、管理運営業務期間中にわ たり本事業にかかる全ての管理運営業務を一元的に統括管理 する統括管理責任者1 名を配置」するとありますが、事業契 約締結日から管理運営業務の開始日まで2年間もあり、「事業 契約締結日後」でよろしいでしょうか。	ご指摘の趣旨に沿って契約書において、「本事業契約の締結日後速やか に、」を削除します。追って公表する事業契約書（案）の修正版をご参 照ください。
8	5	第19条	1			統括管理責任者の選任	「本事業契約の締結後すみやかに、」統括管理責任者を配置 とありますが、一方、要求水準書26頁第3の1の（5）の①に、 統括管理責任者を業務期間にわたり1名配置、業務期間は （4）に本事業の管理運営期間とあります。統括管理責任者の 配置期間、選任の時期について、明らかにしていただきます よう、お願い致します。	事業契約書（案）に関する質問No. 7の回答をご参照ください。
9	13	第41条	1			特定公園施設の 瑕疵担保	各種什器備品に瑕疵があるときは事業者に対して相当の期間 を定めてとありますが、竣工時からの保証期間が過ぎていた 場合も維持管理業務の範囲となるとと思いますが当該保証につ いての瑕疵担保はどういう意図がございますか。	製造者の保証を利用することは構いませんが、本条に従って什器備品の 瑕疵担保責任は負っていただきます。
10	13	第41条	4			特定公園施設の 瑕疵担保	「大要別紙7」とありますが、「大要」とは何でしょうか。	別紙7の内容と様式を指します。
11	15	第50条	2			指定管理者によ る管理等	「本指定の効力」とは何でしょうか。何をもって効力を生じ るのでしょうか。（以下、第3項、第4項等も同じです。）	事業者を指定管理者として指定することをもって効力を生じます。

No	頁	条／別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
12	15	第50条	5			指定管理者による管理等	本指定が解除された場合、サービス対価（設置業務）の残額を支払うとありますが、特定公園施設の設置業務に係るサービス対価は、公募対象公園施設から見込まれる収益等（募集要項p22）の想定額を還元されることを前提に提案された金額となります。本指定が解除されても、特定公園施設に係る独立採算業務にも公募対象公園施設の維持管理・運営業務にも何の影響もないと考えればよろしいでしょうか。 もし、本指定の解除がこれらの業務に影響があるとすれば、本解除によって、特定公園施設の設置業務に係る事業費の全額を支払っていただくと考えればよろしいでしょうか。 （以下、第7章の各関係条項において、契約が解除されてからも同じです。）	第50条第5項は、本指定が効力を生じない見込みとなった場合の規定です。この場合、特定公園施設に係る独立採算業務、公募対象公園施設の維持管理・運営業務への影響が少なくなるよう、第50条第4項に基づいて協議することを想定しています。 仮に協議が整わず、供用開始予定日までに、本事業契約の変更を含む対応方策について合意が成立しなかった場合、市は、本事業契約のうち本指定の対象となる管理運営業務にかかる部分を解除します。この場合、市又は事業者が管理運営業務の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、管理運営業務又はその準備に関して市及び事業者間に相互に債権債務関係の生じないことを確認することとなり、この場合には第5項の適用があります。以下、ご質問の「特定公園施設の設置業務に係る事業費の全額」とは、公募対象公園施設から生じる収益等の還元を前提としない金額を指しているという前提で回答します。本項に規定するサービス対価（設置業務）の残額は、当該業務に係る提案価格（公募対象公園施設から生じる収益等の還元を前提とした金額）の残額になります。 なお、ご指摘の「本指定が効力を生じない見込みとなった場合」以外の場合における契約の全部又は一部の解除の際のサービス対価（設置業務）の取り扱いについては、第7章各条の特定公園施設についての規定の適用があります。
13	16	第57条				光熱水費等の負担	当該費用は全て事業者の負担とありますが、既存トイレの光熱水費も負担となるのでしょうか。街灯設置についても同様に事業者負担となるのでしょうか。管理運営業務範囲における市様側の実費部分をご教示ください。	既存トイレの光熱水費も含め、特定公園施設に係る光熱水費については特定公園施設の管理運営業務に係るサービス対価に含んでいます。「全て事業者の負担」とあるのは、現状の各種光熱水費に関する契約主体を市から民間事業者へ切り替えるためです。 また、街灯設置に要する費用は特定公園施設設置業務に係るサービス対価に含んでおり、当該電気料金についても上述の通り特定公園施設の管理運営業務に係るサービス対価に含みます。
14	20	第7章				契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等	事業者の帰責事由、市の帰責事由、法令変更、不可抗力による契約解除がありますが、市の事由（都合）による契約解除は市の帰責事由によるものとして考えればよろしいでしょうか。	市の事由による解除は第74条又は第78条によります。
15	20	第73条	1	(3)		特定公園施設引渡し前の契約解除等	「本引渡予定日までに」引渡しできないことを契約解除の事由として挙げていますが、第40条では「引渡し遅延」として規定が置かれています。どのような状況で契約解除の事由になるのかをより明確にしていただけますでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由により、工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められることを想定しています。
16	21	第73条	3			特定公園施設引渡し前の契約解除等	特定公園施設は、部分引渡しも想定されているのでしょうか。募集要項や要求水準には関連の規定が見当たりません。 （以下、第7章各条項も同じです。）	部分引渡しは想定していません。契約書において、部分引渡しを前提とした条項を修正します。追って公表する事業契約書（案）の修正版をご参照ください。
17	21	第73条	4			特定公園施設引渡し前の契約解除等	サービス対価（設置業務）の合計金額の100分の10に相当する金員とありますが、消費税は含みますでしょうか。	消費税を含みます。
18	22	第73条	9			特定公園施設引渡し前の契約解除等	特定公園施設は、部分引渡しがあってそれに対する支払いも行っていると想定されているのでしょうか。募集要項や要求水準には関連な規定が見当たりません。 （以下、第7章各条項も同じです。）	質問No. 16の回答をご参照ください。

中央公園整備及び管理運営事業 事業契約書（案）に関する質問回答（第1回）

No	頁	条／別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
19	22	第74条	5			特定公園施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	市の帰責事由で契約解除がされた場合、事業者が本来得るべき逸失利益を請求できない合理的な理由をご教示ください。（以下、第78条第4項も同じです。）	損害の公平な分担の観点によるものです。事業者の帰責事由による契約解除の場合には、市も逸失利益を放棄します。
20	25	第77条	5			特定公園施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除	市が払うべきサービス対価（統括管理業務）及びサービス対価（管理運営業務）の合計金額とは、事業契約解除日以降に支払う事業期間の合計金額との認識でしょうか。また、市が支払うべきサービス対価（統括管理業務）及びサービス対価（管理運営業務）の合計金額の100分の10に相当する金額に消費税は含まれますでしょうか。	前段について、ご理解の通りです。契約書において、「本事業契約解除日以降に」と追記します。追って公表する事業契約書（案）の修正版をご参照ください。 後段について、消費税を含みます。
21	25	第77条	6			特定公園施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除	第9条に定められていないため、第77条6項は削除願います。	第77条第6項は、市が契約保証金又は担保を違約金に充当できることの確認規定です。 原案の通りとします。
22	29	第89条				公租公課の負担	本事業の運営・維持管理は事業者が指定管理として行うため、佐世保市の人口30万人超となった場合でも事業所税は事業者側に課税されない認識でよろしいでしょうか。	現在、本市においては事業所税を徴収していないため、このことに関する規定は存在しません。したがって、ご質問に対して明確な回答はできません。 仮に本市の人口が30万人を超えることとなった場合であって、地方税法第701条の31第1項第1号ハに規定する政令で指定する市として指定された場合は、法の定めに基づき事業所税を徴収することとなります。その際、その時点の事業内容を精査し、「指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて（平成17年11月14日付け総税市第59号 総務省自治税務局市町村税課長通知）」等を踏まえ、本市における他の指定管理制度導入施設の状況も勘案したうえで、本事業の事業者に対する当該税の取扱いについて定めることになると考えます。
23	50	別紙8	1		表8-1	出来高払い分（サービス対価A1）	SPCの管理費用等はサービス対価B（統括管理業務に要する費用）に含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	51	別紙8	1		図8-1	出来高払い分（サービス対価A1）	様式9-4にてサービス対価A1の額は算定できるようになっていますが、この額が実際の交付額と一致するとは思料致します。交付金の額（サービス対価A1）が提案時に確定しないのであれば、事業者の資金調達計画も確定させることができませんが、このことについてどういうお考えかご教示頂けませんでしょうか。	サービス対価A1「出来高払い分」の支払いは、社会資本整備総合交付金の交付額の実際に関わらず、提案時点の様式9-4を基に契約書に定めた金額によることとします。したがって、サービス対価A1は提案金額により確定となります。
25	51	別紙8	2	(1)	ア	支払い方法	市は、出来高に応じて事業者に支払うとあるが、請求した出来高分の100%が支払われるのでしょうか。	ご質問の趣旨は、社会資本整備総合交付金の実際の交付金額により、民間事業者が想定するサービス対価A1の支払金額が減額される可能性があるかという懸念と思慮しますが、質問No. 24の回答の通り交付金の交付状況に関わらず請求金額の全てをお支払いします。 ただし、サービス対価A1の請求内容と、業務の実施状況が一致しない場合はこの限りではありません。

中央公園整備及び管理運営事業 事業契約書（案）に関する質問回答（第1回）

No	頁	条／別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
26	53	別紙8	2	(2)	表8-3	割賦金利	サービス対価A2は18年間の元金均等割賦支払となっているにもかかわらず、割賦金利の基準金利をTSR6ヶ月LIBORベース10年ものとされた根拠をご教示願います。	東京スワップレート（TSR）としてテレレート17143ページに表示されている期間と事業期間、他事例等を総合的に勘案し、設定しています。
27	53	別紙8	2	(2)	表8-3	割賦金利	基準金利改定日：令和4年4月1日の2営業日前と記載ありますが、令和4年は誤りではないでしょうか。	ご指摘の通り誤植であり、正しくは「令和14年」です。追って公表する事業契約書（案）の修正版をご参照ください。
28	53	別紙8	2	(2)	表8-3	割賦金利	基準金利決定日：本件引渡し日の2営業日前、基準金利改定日：令和4年4月1日の2営業日前とありますが、引渡し日が予定通り令和元年3月31日ということであれば、両日の間に1日の違いがあるだけととれます。決定日、改定日の違いについて、ご教示願います。	「基準金利改定日：令和4年4月1日の2営業日前」について、質問No. 27の回答をご参照ください。
29	60	別紙8	6	(1)		割賦金利	本契約時点では、（1）割賦金利（内訳）○基準金利〔 〕%の括弧内は、提示されている0.033%が入るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。